

## 償却資産とは

固定資産税の課税対象である償却資産とは、土地及び家屋以外の事業に使用することができる資産のことです。

ただし次の資産は、償却資産の対象となりません。

- ・自動車税、軽自動車税の課税対象
- ・耐用年数が1年未満の資産
- ・取得価額が10万円未満の資産（少額償却資産）
- ・取得価額が20万円未満の資産で、法人税法や所得税法などの規定により3年間で一括して均等償却するもの（一括償却資産）

## 太陽光発電設備の取扱いについて

家屋の屋根や土地等に設置された太陽光発電設備は個人住宅用の発電出力量が10kw未満の余剰売電のものを除き、すべて売電事業に分類され、償却資産（固定資産税）の申告が必要となります。

※経済産業省より「再生可能エネルギー固定価格買取制度」の認定を受けた設備で、平成24年5月29日から平成28年3月31日までの間に新たに取得した設備については、設置年度の翌年度より3ヶ年度、固定資産税における課税標準額が2/3に軽減する特例が適用されます。



※詳しくは別紙「償却資産について」をご覧ください。

※ご不明な点などありましたら、税務課・各総合支所総務住民課までお尋ね下さい。

お問い合わせ先	税務課	72-1128
	清和総合支所総務住民課	82-2111
	蘇陽総合支所総務住民課	83-1111

## ～償却資産（固定資産税）の申告のお知らせ～

個人や会社で農業や商工業などの事業を営んでいる場合、事業用として使用することができる資産（構築物、機械、器具、備品など）は償却資産となり、固定資産税の課税対象となります。

償却資産を所有している方は、資産の多少にかかわらず毎年1月1日時点の所有状況について、申告する必要があります。（地方税法第383条）

※申告すべき資産について正当な理由がなく申告をしなかった場合には、延滞金を加算して不足税額の追徴をすることがあります。

（山都町税条例第72条）

### 申告内容

申告書への資産に関する記入内容は、毎年1月1日時点で所有している資産の名称、種類、取得年及び取得価額などです。

### 償却資産の申告方法

1月1日時点の所有状況について、下記の書類に記入のうえ、1月末日（休日の場合はその翌日）までに提出してください。 ※毎年申告が必要です。

#### 1. 提出書類

- 償却資産申告書
- 種別別明細書
- 償却資産（減価償却）台帳（任意の台帳を作成されている方）

※太陽光発電設備を取得された方は下記の書類の提出もお願いします。

- 太陽光発電設備設置届出書
- 特例適用申請書
- 経済産業省が発行する「設備認定通知書」の写し
- 電気事業者が発行する「電力受給契約に関するお知らせ」の写し

※ア・イ・エ・オの用紙は、税務課および各総合支所総務住民課の窓口を用意しております。また山都町ホームページ内にも掲載しておりますので、ご利用下さい。

#### 2. 提出期限

平成27年2月2日（月）（毎年1月末日まで。休日の場合はその翌日）

#### 3. 提出先

税務課または各総合支所総務住民課